

兵弁総 24 発第 463 号
2013 年（平成 25 年）3 月 19 日

私立育英高等学校
校長
同校生徒指導部長

殿
殿

兵庫県弁護士会
会長 林 晃 史
同人権擁護委員会
委員長 佐 藤 功 行

警 告 書

氏（以下「申立人」という，親権者 氏）より申立があった人権救済申立事件につき，兵庫県弁護士会人権擁護委員会において調査した結果，当会は以下のとおり警告します。

第 1 警告の趣旨

貴校の生徒指導部長 教諭（以下「A 教諭」という）は，2011 年（平成 23 年）7 月 27 日，申立人に対し，校内体育館での火災原因について証拠もないまま申立人を犯人と決めつけたうえ「放火魔」と告げ，これを否定する申立人の発言を遮り，机を叩いての恫喝，大声で怒鳴りつける等の言動により申立人に弁明の機会を与えず，侮辱的言辞を縷々浴びせた末，自主退学を勧告した。

同席の教諭らも何ら制止せず A 教諭に追従し，「放火魔」との罵倒を知った保護者が電話で校長に問いただした後も，何ら問題とすることなく放置した。

貴校らの申立人に対する本件自主退学勧告は，教育機関として許容される懲戒行為の範囲を明らかに逸脱しており，同人に対する謝罪の措置も何ら講じられておらず，申立人に対する人格権侵害および適正手続違反が認められる。

よって，本件について猛省し，貴校の生徒指導における人格権侵害を防止するため今後十分な措置を講じるよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

(1) 部室の火災（2011年（平成23年）1月13日ないし14日）

申立人は原因不明であったと述べ、貴校への照会結果では、火元の室から吸殻が発見されたとして、発生日と原因に若干食い違いが見られるが、本件の認定に直接かかわる事実ではない。

(2) 寮における申立人の喫煙行為

同年4月、申立人が所属していた運動部の寮で喫煙したことが発覚し、学内謹慎処分1週間、退寮処分、部活動謹慎3ヶ月の処分を受けた。

なお、貴校への1回目の照会結果によれば、顧問の教諭（以下「B教諭」という）、教諭（以下「C教諭」という）は、この時申立人に対し、喫煙行為が繰り返されれば退学処分になるとの厳重注意を行ったと述べているが、貴校及びA教諭への2回目の照会結果によれば、A教諭自身が、申立人に対し再度喫煙行為があれば自主退学になる（のでもうしない）と約束させたとしている。

一方、申立人は、当初の事情聴取から一貫して次回喫煙行為があれば退学との注意は受けていないと述べ、この点に食い違いがみられるが、本件認定に直接かかわる事実ではない。

(3) 平成23年7月23日早朝の火災

体育館2階ギャラリーに設置されたゴミ箱から出火し（以下「本件火災」という）、鎮火後のゴミ箱からマッチが発見されたとのことであるが、申立人を含む所属部員に対する事情聴取によれば、部員による当日の喫煙はなく、部員に対する直後の持物検査によっても煙草やマッチなど具体的に出火原因となりうる物品は発見されていない。

貴校が鎮火後のゴミ箱から発見したマッチも、すでにゴミ箱と共に処分されており、申立人が所属していた運動部員の喫煙によって本件火災が発生したと認めるに足る証拠は、何ら存在しない。

貴校も照会への回答において「本件火災に関し、申立人について何らの事実も認定していない」と述べる。

(4) 申立人の学校外での喫煙行為発覚

同月25日、本件火災原因調査のため、教諭が部員に対し事情聴取を行った過程において、申立人が7月22日に上級生宅にて喫煙したことが発覚、申立人はこの事実を認め、所属運動部を退部処分となり、

自宅謹慎を指示された。

(5) 申立人に対する自主退学勧告

同月27日、A、B、Cの各教諭が、申立人を生徒指導室に呼び出し、退学を勧告した。

(6) A教諭による侮辱的発言

申立人は、A教諭から27日に呼出しを受けていることを他の部員に話したところ、日頃より生徒を罵倒するA教諭を警戒し、録音してはどうかと助言されたため、父親から語学学習用のICレコーダーを借用のうえポケットに忍ばせた。

その結果、A教諭が30分以上にわたり、申立人に対し侮辱的言辞を浴びせ続ける様子が録音された。

録音によると、申立人は、反論の余地も与えられない状態であるが、無反応ではさらにA教諭の罵倒がエスカレートすることが明らかな剣幕であるため、ごく短く「ハイ」という応答を繰り返し、わかるかと言われた際には「わかります」と短く答える消極的迎合の態度をとっている。

A教諭の話は、全体として発言の趣旨・目的が把握しにくい、あえて内容を分類すれば以下のとおりである。

ア 発火につき検証に基づかない推論と侮辱的言辞

(申立人が部屋に入るなり)「お前退学」、「あの火事は君です」

(申立人が「いいえ」と述べるなり)「黙っとけいうねん」

「じゃあ火事お前や・・・そういう判断を私はしました」

「その時間帯に 部しかいない、煙草を吸うのはお前だけ」

「どんな馬鹿でもわかるわ。あほんだらあ。」「お前ちょっと頭いかれてるか」

「お前アホやろ、なあ、頭いかれてんの」

「火使うのお前だけやのになんで火事おきんねん。このドアホ、こすって火おこしてみい。」

「お前火つけたんちゃうねん。俺煙草吸われへんからクラブ休みたいから火つけたんや。」

「俺はそういう風にかんじんねん。いろんな目から・・・ただし火事はお前や。な、はっきり言えるのは、な。」

「お前、火つけにくるなよ、えっ、恨んで学校に火つけに来たらあかんで。分かっとう、今度やったらお前、あれやで、刑務所やで、お前にその癖あるんか、火付けいうてなおらへんからな。

どこや、氷上ちゃうわ、どこや、社(申立人の自宅所在地)燃

やしたらあかんで。お前火付けたらあかんで。明日お前来る，何か用事あるんか，え？火付けに行くんか，え？あ，また火付けに行くの。」

(唐突に)「ほなこれで終わりやから」

イ 喫煙行為発覚が2度目であることと，本件火災原因の話が混在，何が問題にされているのか不明なままの侮辱的言辞

「お前追いつめて，俺が握ってんねん全部」

「おい。このダボ。」(机を叩いて恫喝)

「照会きたときはお前は放火魔や」(今後，申立人に関して照会がきた場合には，放火魔だと回答する。それが嫌であれば自主退学にしろと追い込んでいる)

(本気で申立人から事情を聞こうとする質問は一切見られず)，

「自主退学を勧めます，おいとってくれいうてもおけへんけど」

「で，今回の話やけど，，周りに誰も火を使う者がいない，ええな・・・で君がやってんね，誰が話聞いてもお前や。っていう結論に達しました。」

「君が自主退学する理由が，2回，放火を，な，火事があって，その後君喫煙してその後も続けているという理由で君を退学にします。自主退学に。」

「そやからお前が責任とって自主退学したらええねん。そしたらこっちはしゃんしゃんなんや(手をパンパンと叩く)」

ウ 放火犯と決めつける一方，退学届には「一身上の都合」と記載するよう指示。このことについて「歩み寄り」とであると説明

「煙草吸うて退学言われましたなんてお前自身困るやろ，一身上の都合でいいよ」

「自主退学やったら次もあるやろって指導部長は歩み寄ってくれとう。ほんまは退学っていうんで・・・それに関して恩義はないんか。そういう歩み寄りに対して・・・。」(C 教諭による発言)

(7) 自主退学勧告の理由となる事実

貴校への照会結果によれば，自主退学勧告の理由は，

2011年(平成23年)4月，所属運動部寮内での喫煙を B 教諭が現認

同年5月中旬，三宮センター街にて喫煙していたことを自認

同年7月22日，クラブ上級生の自宅にて喫煙していたことを自

認

本人の喫煙が寮内で現認された同年4月以降、C教諭が行った生活指導の際、クラブ寮入寮以前(同年3月以前)にお世話になっていた親戚宅の方にも同人の喫煙癖に対し注意を受け、喫煙が常習となっていたことを吐露し、自認

同年7月の聴取の際、C教諭に同年4月以降(謹慎期間中を含む)も、継続的に喫煙をしていたことを自認

とのことであるが、と は、平成23年4月以降も喫煙が常習になっていたことについての自認であり、実質的に同一事実である。また、センター街での喫煙自認については、申立人はこれまで一貫して否認しており、退学勧奨時の録音においても、A教諭の退室後にこの件に関してC教諭が発言したことに対し、明確に事実を否定している。

2 判断

- (1) 学校教育法11条が校長及び教員に許容する懲戒には、施行規則13条が定める退学、停学、訓告のほか、在学する生徒に対し教育的目的を達成するため、一定の範囲内において法的効果を伴わない事実行為としての懲戒を加えることも含まれ、本件自主退学の勧告は、これにあたる。

事実上の懲戒は、教育施設としての学校の内部規律を維持し、教育目的を達成するための自律作用として認められるものの、生徒の基本的人権の観点からおのずと限界があり、比例原則、平等原則、人格権侵害の有無、適正手続違反の有無の観点から、違法性の検討を要する(東京地裁平成3年6月21日判例タイムズ64号107頁参照)。

本件申立人は、2度の喫煙により自主退学を勧告されたこと自体を不服とするものではない。従って本件退学勧告が人権侵害に該当するか否かを検討するにあたっては、比例原則違反及び平等原則違反についてあえて判断することなく、人格権侵害、適正手続違反の有無について検討することとした。

- (2) 人格権侵害の有無

ア 教師は、生徒の教化・育成という教育目的達成のため、問題行動のある生徒に対して必要に応じて叱責・訓戒などの事実上の懲戒を加える権限を有するが(学校教育法11条)、懲戒を加えるに際して、これによって予期できる教育的効果と生徒の蒙る権利侵害の程度とを常に衡量し、懲戒権の趣旨に違背し、教育上必要とされる限界を逸脱し懲戒行為としての正当性の範囲を超えないよう留意す

べきである(福岡地裁飯塚支部昭和45年8月12日判例タイムズ252号114頁参照)。

イ 本件で、A教諭は、27日の退学勧告に際し、上記1(6)ア記載のとおり、申立人に対しおよそ教育的配慮に基づくと評価できない侮辱的言辞を一方的に浴びせ続けている。本来、懲戒行為は、申立人に自省を促すべきものであるが、調査や証拠もないまま申立人を本件火災の犯人であると決め付け「放火魔」と呼んだうえ、放火犯であることを否定する申立人の弁解を遮り、机をたたき、大声で怒鳴るなど、申立人を畏怖させるに十分な恫喝行為が認められ、申立人の自尊心を決定的に傷つけている。

このような言動は、懲戒行為として正当といえる範囲を明らかに逸脱しており、教師という生徒に対する優越的地位を利用した違法な人格権侵害と言わざるを得ない。

(3) 適正手続違反

ア 学校が生徒に対し事実上の懲戒措置をとる際には、生徒の学習権保障の見地から公正な手続によらなければならず、とりわけ自主退学勧告のように生徒にもたらす不利益が多大な措置については、より慎重な手続きによることが求められる。

自主退学勧告において、勧告を受ける生徒に対し勧告の理由を認識させ、それに対する弁明の機会を保障することが最小限度の要請である。

自主退学勧告の決定が諸般の要素を勘案してなされる教育的判断である以上、その判断は学校の方針に基づく具体的・自立的判断に委ねられているものの、勧告に至った手続過程全体に合理性が認められない場合は、勧告が違法性を帯びる(東京地裁平成3年6月21日判例タイムズ64号107頁)。

イ 本件では、A教諭が、上記1(6)イ記載のとおり、喫煙行為により申立人が2度にわたる処分を受けたことと本件火災原因の話を混在させ、申立人への侮辱的言辞を繰り返しているため、申立人にとっては何が問題にされているのか理解できない状態のまま、自主退学が勧告されている。

また、A教諭は、上記1(6)ア記載のとおり、申立人が火災の犯人であることを否定しても一方的にこれを遮るなど、事実を確認しようとする意図がおおよそ見られず、机を叩く、大声で怒鳴り侮辱的発言を加える言動を続け、申立人に発言の余地を与えず、自主退

学勧告に対する申立人の弁明の機会を失わしめている。

また、上記 1 (6)ウ記載のとおり、A 教諭は、申立人を放火犯と決めつける一方、退学届には「一身上の都合」と書かせ、これを「歩み寄り」と説明している。

以上、A 教諭の自主退学勧告は、およそ申立人に対し勧告の理由を認識させるに足る内容とはいえず、これに対する弁明の機会も全く与えられていないため、適正手続に反する違法性が認められる。

(4) 貴校の監督義務違反

A 教諭の本件懲戒行為について、同席の教諭らは、何らこれを制止することなく放置し、A 教諭退室後は同教諭に追従する発言を行った。

A 教諭の発言を知った申立人の父親は、校長に放火魔扱いをされた旨を伝えたが、校長は「退学と言われたので過敏に反応しているのではないか」「行きすぎたところがあったなら担当教員に注意をしておく」と述べるのみで何ら問題とすることもなく放置しており、学校の教諭らに対する監督義務違反は明らかである。

第 7 結論

本件自主退学勧告は、教育者および教育機関としての裁量を逸脱する明らかな違法性が認められるため、警告が相当である。

以上